議員(中野 一郎)

お早うございます。5番 中野 一郎でございます。よろしくお願いします。

次の3点について質問申し上げます。

まず1番目、多度津町の歴史とは何か及び重要伝統的建造物群保存地区選定 について、2つ目が学校給食費の公会計化の課題について、3つ目が特定健 康診査受診率の向上対策について、この3つについて質問申し上げます。

まず1つ目ですけれども、多度津町の歴史とは何か及び重要伝統的建造物群保存地区選定について、この重要伝統的建造物群保存地区という言葉が長いんで、この後は重伝建ということで短縮して述べさせていただきます。

まず、多度津町の歴史とは何かについて質問します。

町長は令和3年度施政方針の中で多度津町の将来像を「ひと・くらし・歴史が共生するまち たどつ」を目指して、多度津町の特色を生かしつつ町民の皆様の幸せの向上のために、私をはじめ、全職員が職務に取り組んでまいる所存でございますと述べられています。令和4年度の施政方針も同じような内容です。すなわち、歴史はひと・くらしに並立した、多度津にとって重要な3本柱の一つと考えられていると思います。

多度津、ここではあえて町とは言いませんけれども、の歴史は旧石器時代に始まります。白方地区で石器を使った生活が行われました。縄文時代になると縄文土器を使った生活が行われ、白方、豊原で土器が見つかっています。弥生時代には、町内各所で弥生土器が見つかっています。古墳時代には、白方地区を中心に古墳が造られています。例えば盛土山古墳です。奈良、平安時代では、大化の改新の頃には条里制地割が敷かれ、庄八尺遺跡、南鴨遺跡などが発見されています。749年に道隆寺が建てられました。鎌倉時代になると、加茂神社、南鴨周辺に荘園が造られました。室町時代になると、香川氏が天霧山と多度津山に城を築き、西讃一帯を支配しました。江戸時代になると、丸亀藩が多度津を治めました。1694年に多度津藩ができました。1828年、多度津の歴史とが完成しました。後は長くなるので説明は省略しますが、多度津の歴史とは、今お話ししたそれら全てだと思います。歴史の勉強にはなりましたが、現在、近代の合田邸ばかりにフォーカスが当たっているようです。

1890年に多度津町が完成しました。施政方針の多度津町の歴史とは多度津町ができてから以降のことを言っているのでしょうか。それとも、旧多度津町のことでしょうか。それ以前の白方村、四箇村、豊原村の歴史は入っていないのでしょうか。多度津の歴史と多度津町の歴史は別物で使い分けしているのですか。そして、何より大事なのはそれぞれの地域で地域の歴史を各自治

会の住民が守り続けているということです。

そこで町長は多度津の歴史をどう考えていられますか、お伺いします。

町長(丸尾 幸雄)

中野議員の多度津町の歴史とは何かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町は、多度津、豊原、四箇、白方の4つの地区と高見島、佐柳島の島嶼部から成ります。それぞれの地区にその地区ならではの歴史があり、その歴史を示す文化財や歴史的風致が伝えられております。多度津町の歴史とは、これら全ての地区の歴史を含むものであり、多度津の歴史という場合は先史から現在に至るまでの全ての地区の歴史を指すものと考えております。

本町の歴史が他市町と比べて、他市町にはなくて多度津にあるものは何か、 そのことを知ることによって子供たちが町に対して誇りと愛着が持て、多度 津の未来を創造してもらいたい、そのようなシビックプライドを醸成してい くことが未来に向けてのまちづくりと人づくりに繋がっていくと確信してお ります。シビックプライドを醸成していくための取組が、歴史と伝統文化を 生かした魅力のあるまちづくりと人づくりであり、人口減少対策、地方創生 事業だと考えております。

本町は金比羅参詣の海の玄関としてにぎわい、江戸後期に甚甫を大きく築造したことにより、北前船の交易が盛んになり、財をなした七福神と呼ばれる富豪が現れました。その方々の富を活用して鉄道事業、電力、銀行業が開業され、多度津は四国の近代産業発祥の地としてにぎわっておりました。七福神と呼ばれる方々は自分の富を私利にも使いますけれども、私利私欲の私利です、よりも地域の発展のために使いました。その功績は大きく、多度津町は町制を布きながら商工会ではなく商工会議所に属しております。これは全国の町の中でも現在は多度津だけだと思っております。令和3年10月1日から11月23日、県立ミュージアムで多度津物語という特別展で近代香川を生み出した町、多度津も取り上げてくれました。

現在、本町では重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取組や町指定文化財である合田邸の保存と活用等に取り組んでいるところでありますが、その先には地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法等をはじめとした国の各種施策の導入等を視野に入れつつ、全ての地区の歴史を生かしたまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(中野 一郎)

有難うございます。今後の構想等も聞けて良かったと思います。

それでは次に、重伝建の保存地区選定について伺います。

町長は令和3年度施政方針の中で、重伝建保存地区選定に向けての協議、調 整を進めてまいりますと述べられています。令和4年度の施政方針では、選 定に向けて専門家等の意見を伺いながら保存条例等の制度設計を行い、住民 の皆様には制度内容を丁寧に説明し、ご理解をいただくよう努めてまいりま すという内容に令和4年度は変わっています。文化財保護法でいう伝統的建 造物保存地区とは、城下町、宿場町、門前町、寺内町、港町、農村、漁村な どの伝統的建造物群及びこれと一体をなして歴史的風致を形成している環境 を保存するために市町村が定める地区を指します。市町村は伝統的建造物群 保存地区を決定し、地区内の保存群を計画的に進めるため、保存条例に基づ き保存活動計画を進めます。国は市町村からの申出を受けて、我が国にとっ て価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定します。 この制度は文化財としての建造物を点、単体ではなく面、群で保存しようと するもので、保存地区内では社寺、民家、蔵などの建造物はもちろん、門、 土塀、石垣、水路、墓、石塔、石仏、灯籠などの工作物、庭園、生け垣、樹 木、水路などの環境物件を特定し、保存措置を図ることとされています。こ のように点ではなく、面である必要があります。

香川県では、丸亀市塩飽本島町笠島伝統的重伝建地区があります。丸亀市塩 飽本町の笠島重伝建地区は古代から海上交通の要衝で、操船に長けた島民が 多く、海運で名を馳せました。その影響力を大きく、織田信長、豊臣秀吉、 徳川家康といった歴代の統治者と提携し、江戸時代には塩飽水軍は幕府の御 用船として活躍しました。島の集落には珍しく、城下町のように計画的に整 備された町並みを見ることができます。

一方、全国の重伝建の地区は大部分が江戸時代以前なんです。昭和期の重伝 建保存地区もありますが、私が調べたところでは、多度津よりかなり歴史的 価値が高いように感じます。

そこで、次の4点についてお伺いします。

まず、現在までの協議、調整の内容についてお伺いします。

教育課長(竹田 光芳)

中野議員の重要伝統的建造物群保存地区選定に向けての現在までの協議、調整内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成29年、30年度において、文化庁の補助金を受けて伝統的建造物群保存地 区対策調査を実施し、令和元年度末に多度津町多度津伝統的建造物群保存対 策調査報告書を発刊しております。発刊後は、調査報告等の各種講演会での 講演や香川県立ミュージアムの特別展と連動した各種行事の開催等を通じて 伝統的町並みの保存と活用に向けた機運醸成の取組を推進しております。令 和3年12月には文化庁の担当調査官から現地指導を受け、その際の指摘事項等を踏まえながら県教育委員会とも連携しつつ関係者との協議調整を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(中野 一郎)

次に、町長は令和4年の施政方針でも述べられておりますが、町の重伝建保存地区の決定や保存条例、保存活動計画の進行状況についてお伺いします。

教育課長(竹田 光芳)

中野議員の多度津町の重伝建保存地区決定や保存条例、保存活動計画の進行状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、伝統的建造物群保存地区の制度、いわゆる伝建制度の内容について自治会長や地域住民の方へ説明を行っているところであり、制度導入に必要となる保存条例や保存活用計画については、調査にも携わっていただいた学識経験者からの指導や文化庁及び県教育委員会からの指導助言を受けながら、教育課を中心に関係各課で連携して制度設計について検討を行っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(中野 一郎)

今現在、重伝建を進めている中での課題と問題等についてお伺いします。 教育課長(竹田 光芳)

中野議員の現在の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。 伝建制度は指定や登録といった文化財保護制度とは異なり、面的な保護をかけるものであります。よって、すでに新しい家を建てている方も制度による規制や優遇措置の対象となります。そのため、地域住民の方々に制度の導入について広くご理解いただくことが必要となります。制度について丁寧な説明を行い、理解をいただけるよう努めてまいります。また、個々の伝統的建造物については将来にわたって保存していくことについて同意を得る必要があります。これを特定物件といいますが、多度津の伝統的建造物群の特徴と価値を示すものを特定物件とできるよう、所有者への説明を尽くしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(中野 一郎)

次に、重伝建選定の可能性についてお伺いします。多度津町の重伝建地区 選定の可能性は何%ぐらいありますか。費用対効果のことも考えていただき たいので、お伺いします。

教育課長(竹田 光芳)

中野議員の選定の可能性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先に実施した学術調査を経て、本通りの伝統的町並みについては特に高い文化的価値を有すると評価されております。具体的な数値をお答えすることは困難ですが、伝建制度の導入について地域住民の方々に広くご理解いただき、正しく伝統的な町並みの特徴と価値を伝える特定物件を押さえていくことができれば、選定される可能性はかなり高くなります。先に申し上げた課題の解決に取り組み、重要伝統的建造物群保存地区への選定に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(中野 一郎)

有難うございます。今、答弁いただいた内容をお聞きして、大体これから の進めていく方針というのが理解できたかなっていう風に思います。

私の地元の南鴨では、今年、念仏踊が予定されています。多くの小学生の参加が必要なため、コロナの影響から実施の最終決定はまだなされていませんが、このように各地域では有形無形の文化遺産の継承を行っています。町全体のことを考えれば、今進めている合田邸もその一部だと思います。町長も施政方針で述べられているように、住民の説明と理解を得て、今後その上で進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移ります。

学校給食費の公会計化の課題についてです。

町長は令和3年度の施政方針の中で、これまで教職員が徴収、管理していた 学校給食費を町が徴収、管理する公会計へ移行することにより、教職員の業 務負担の軽減や働きやすい環境の整備を図りますという風に述べられていま す。そして、実際その公会計化がなった訳なんですけれども、中央教育審議 会の答申や文部科学省のガイドラインにより、学校給食費については公会計 化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき指示に基づいて、この4月から多度津町でも実施されることになった訳です。学校給食費が公会計化され ることにより、給食費は町の私債権として位置づけられます。これにより、 徴収率の維持に努める必要があります。先般制定した私債権管理条例及び同 規則に基づいた手続に則り徴収、管理することが求められます。そのため、 督促状や催告書を送付します。それでも支払いが確認できなかった場合は、 法的措置等の厳正な措置がなされます。

中央教育審議会の答申や文部科学省のガイドラインによると、児童手当からの申出徴求、これは天引きと言いますけれども、という方法があります。保護者の申出に基づいて、保護者に支払われる児童手当から徴求することがで

きます。児童手当の受給資格のある保護者が児童手当の支払いを受ける前に、児童手当の額の全部または一部を学校給食費の支払いに充てる旨を申し出た場合には、児童手当の支払いをする際に児童手当から学校給食費を徴収することができるという風にされています。児童手当から学校給食費を徴求した場合には、その徴求した額について児童手当の支給があったものとみなすことができるとされています。児童手当からの申出徴求については未納者に限っている地方公共団体もありますが、その一方で学校給食費の主たる徴収方法として児童手当からの申出徴求を推進している地方公共団体もあります。児童手当からの申出徴求には、徴収の都度、保護者が納入のための手続を行う必要がないため、保護者の負担が少ない、口座振替と異なり学校給食費を確実に徴求できる、地方公共団体における手数料等の財政負担が発生しないというメリットがあります。児童手当からの申出徴求は、徴収率の維持向上のために有用であると私は考えます。

児童手当から徴求できるのは、学校給食費を徴求する地方公共団体と同じ地方公共団体が児童手当を支給している場合に限られます。そのため、保護者が国家公務員、都道府県職員または他市町村の職員の場合には児童手当法第17条により、児童手当の支給はそれぞれの所属する各省各庁の長、地方公共団体の長となるため、児童手当からの申出徴求は実施することができません。現在、多度津町では児童手当からの申出徴求は行われていません。そこで、次の3点についてお伺いします。

まず、1つ目ですが、学校ごとの督促、滞納状況についてお伺いします。 教育課長(竹田 光芳)

中野議員の学校ごとの督促、滞納状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、本町においては令和3年度より学校給食費を公会計化しております。今まで学校が保護者より給食費を徴収し、給食センターへ支払っていたものが、請求から徴収、支払いまでを町で行っております。議員ご質問の学校ごとの状況につきましては、地区や個人等の特定の恐れがありますので町全体での答弁となることをご理解下さい。また、1月喫食分につきましては2月25日に引き落としになり、全ての銀行からのデータを料金システムに反映できていませんので12月喫食分、1月に請求したもので答弁をさせていただきます。

12月までに請求した件数は1万4,150件で、請求した金額は6,313万7,335円です。未納件数は200件で、滞納金額は89万1,790円となっております。未納者数は55名で、世帯数では32世帯となっております。未納者に対しては口座引き落としの方の場合は納付書を兼ねた引き落とし不納通知書をおおむね5日

後に送付し、それでも未納の方に対して納期限の5日後に督促状を発送しています。また、納付書の方に関しては口座引き落としの方と同じタイミングで督促状を発送しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(中野 一郎)

公会計化によって教職員の業務負担は軽減されたと思いますが、一方、教育課職員の滞納督促等の事務負荷は増加しているのではないかと思います。 この点に係る勤務時間等の増加等についてお伺いします。

教育課長(竹田 光芳)

中野議員の教育課職員の勤務時間の増加等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

学校給食費の公会計化に伴って議員ご指摘のとおり業務量は増加しておりますが、職員はそれのみの業務を行っている訳ではではないので、勤務時間の増加を数字として述べることはできないことをご理解下さい。また、今年度は事業開始年度ということであり、全幼児、児童・生徒、教職員の口座番号をシステムへ入力を行ったり、内容の確認等に時間を要しております。ただし、請求行為や督促発行事務に関してはシステムでの一括処理することにより、学校で行っていた際よりも効率化がされたと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(中野 一郎)

先ほど私が説明申し上げました児童手当からの申出徴求を多度津も行った 方が良いと私は考えますが、それについての考えをお伺いします。

教育課長(竹田 光芳)

中野議員の児童手当からの申出徴収についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、学校給食費徴収管理に関するガイドラインには児童手当法第21条第1項及び第2項に基づき、児童手当の受給資格のある保護者が児童手当の支払いを受ける前に児童手当の額の全部または一部を学校給食費の支払いに充てる旨を申し出た場合には、児童手当の支払いをする際に児童手当から学校給食費を充てることとされております。また、同法第21条第3項により、児童手当から学校給食費を徴収した場合には、その徴収した額について児童手当の支給があったものとみなすこととされております。ただし、同法第15条において児童手当の支給を受ける権利は譲渡し、担保に供し、または差し押さえることはできないと受給権の保護が規定されているため、主たる徴収方法として児童手当の申出徴収を実施している市町村は少ない状態です。また、未納者のみに対し実施している市町村もあります。本町

においては、徴収事務及び滞納事務について各法の趣旨に則り、児童手当の 申出徴収を含め、保護者の負担や事務の効率化、軽減を検討してまいりたい と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(中野 一郎)

有難うございます。今年、学校給食費の公会計が始まった年で、今年だけの滞納なんですけれども、それが来年、再来年となって、前年度、前年度の持ち越しがあると、これは何年も何年も管理しないと、毎年毎年それが仕舞ができていれば、それは翌年度繰越分は0円なんですけれども、前年度が解消できないと、どんどんどんどん累積していくようになります。ですので、教育課の職員の方の事務負担が少しでも軽減できますように、この検討をしていただきますよう、よろしくお願いしたらと思います。有難うございます。

次に、3番目の質問ですが、特定健康診査受診率の向上対策についてお伺い します。

香川県は、糖尿病の受療率が人口10万人当たり242人、全国ワースト8位、全国平均は192人、一方多度津町は香川県の市町村の良い方から10番目で247人となっています。なお、香川県の糖尿病による死亡率は人口10万人当たり17.1人、これは全国ワースト3位、全国平均は11.2人と全国平均に比べ高い状況となっています。生活習慣病の一つである糖尿病は、進行すると様々な合併症を引き起こす可能性のある恐ろしい病気です。重症化し、人工透析や食事制限が必要になれば、心身はもちろん仕事や生活、家計にも大きく負担がかかってきます。

町長は令和3年度の施政方針の中で、健康事業につきましては引き続き特定 健診の受診率向上に努め、病気の早期発見、早期治療や生活習慣病重症化予 防に取り組んでまいりますと述べられています。令和4年度の施政方針でも 若干表現は異なりますが、受診率の向上に努めると述べられています。

生活習慣病と言われている糖尿病や高血圧症、脂質異常症は、最初は症状がなくても心筋梗塞、脳卒中などの重大な病気に繋がり、生活の質の低下や医療費の増大を招きます。特定健康診査はメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に着目して、これらの病気のリスクがある方の生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を受けていただくことを目的にした健康診査です。特定診査項目は、診察等、問診、身体計測、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査です。自己負担は500円で、町民税非課税世帯の方は無料です。特定健康診査料は1万218円の診査料がかかっています。医師の必要性の判断により、眼底検査まで受ければ1万1,359円の診査

料がかかります。差額は町が負担していただいています。

多度津町では、毎年5月下旬に人間ドックを受診していない人のために特定健康診査の実施についてのご案内を送付しています。また、6月の広報にも受診を勧奨する記事が掲載され、実施期間は6月1日から9月30日までです。健診機関は町内の14の医療機関です。特定健診の受診率の推移は、平成27年から5年間、令和元年度までは45%前後で推移していますが、令和2年度はコロナの影響から38.8%と大きく下がりました。私も令和3年度より国民健康保険の被保険者になり、特定健診を受け、そこで特定保健指導を初めて受けました。30分程度の指導で、8か月で5キロの減量とウエストが5センチ減になりました、でもまだメタボですけど。

特定健診の結果、糖尿病予備群と診断されると保健師や管理栄養士などの専門家のサポートで特定保健指導を受けることができます。特定健康診査受診率、特定保健指導実施率が向上すれば、どういうメリットがあるでしょうか。まず第1に、健康面から生活習慣病関連の所見の有所見率の減少及び生活習慣病予備群のうち生活習慣病に進行する者の割合の減少が図れ、健康寿命を延ばすことができます。第2に、経済上の面から中・長期的な医療費の削減効果があると考えられます。このことを考えた上で対策を講ずる必要があると思います。

そこで、次の2点についてお伺いします。

まず1番目、目標設定についてで、これはまだ公表されてませんが、予定として今あるのが令和6年3月末の目標値を特定健康診査受診率60.0%、特定保健指導実施率、積極的支援が35%、動機づけが62%に目標設定していますと書いてますと書いてますが、これは一応予定でこうなってると思います。目標がないところに施策はないと思います。診査を受けることも大切ですが、保健指導を受けることにも意義があると思います。そこで、目標設定の根拠についてお伺いします。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

中野議員の特定健診、特定保健指導に関する目標設定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

目標設定については、平成29年度に策定いたしました第2期多度津町保健事業実施計画データへルス計画において、国から示されていた特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針の市町村国保の加入者に係る特定健康診査及び特定保健指導の平成35年度、令和5年度の目標実施率を基に設定したものであります。しかし、その目標には届いていないのが現状です。特定健診、特定保健指導は病気の早期発見、早期治療等にも繋がり、被保険者の方の健康を守るために不可欠な健診であるため、

今後も受診率の向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(中野 一郎)

受診率の向上対策について4点ほど考えてみましたので、検討していただけるかお伺いします。

まず1つ目で、対象者への案内についてですが、受診券の送付時などを利用して健診受診の必要性など、受診意欲を高める案内を行うことが重要なんですが、受診阻害の要因として受診券の紛失があるため、色つきなど目立つ工夫や個別的なメッセージ、メール送信などの案内方法で対応したらどうかと考えます。答弁をお願いします。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

中野委員の特定健診対象者への案内についてのご質問に答弁をさせていた だきます。

現在、特定健診の受診案内として受診券と実施期間や受診できる医療機関名等を印刷した色紙を茶色の封筒に入れて送付しております。受診券は業者委託により一括して印刷しているため、受診券自体を色つきにすることは難しいですが、受診意欲の向上のため特定健診に関するパンフレット等を同封することや受診券の紛失を防止するために封筒を色つきのものにして目立つようにすることを検討したいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(中野 一郎)

2つ目ですけども、広報、周知についてということで、多度津町の特定健 診の内容を可能な限り分かりやすく解説したパンフレットの配布物の作成や ホームページへ掲載したりするなど、関係機関での掲示等の周知活動を行う ことにより対象者や実施機関の理解の促進を図ることが有効であると考えま すが、これについての答弁をお願いします。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

中野議員の特定健診に関する広報、周知についてのご質問に答弁をさせていただきます。

特定健診について、広報には原則健診が始まる6月、健診が終わる9月、追加健診の12月に案内を掲載していますが、ホームページにも実施期間に合わせた記事の掲載について検討します。また、以前特定健診実施期間等を記載した掲示物を作成し、受診できる町内の医療機関に掲示をしていただいたことがありますので、再度医療機関等と相談して啓発に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(中野 一郎)

3つ目の提案ですけれども、未受診者の対応として未受診の理由として健 診の意義を意識していないと考えられるので、健診の意義を含めて少なくと も1回は個別の再案内をしてはどう思うかと考えます。また、医療機関に通 院中であることも未受診理由として考えられるため、未受診理由の把握を含 めて対象者の利便性等を考慮した受診勧奨や健診の実施を図ってはどうかと 考えます。これについての答弁をお願いします。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

中野議員の未受診者への対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開始を例年より1か月遅らせ、なるべく分散して受診できるよう特定健診の実施期間を7月から12月と長く設定いたしました。そのため再勧奨を行うことはできませんでしたが、今年度は期間を例年どおり6月から9月に戻し、12月に追加健診で未受診の方に再勧奨を行いました。その再勧奨の案内作成について初めて業者委託を行い、例年ですと追加健診の期間をお知らせするだけでしたが、今回は初めて特定健診の対象となった方、これまで一度も受診したことのない方、受診をしたりしなかったりする方、毎年受診しているのに今年度のみ受診していない方と4つのグループに対象者を分けて、そのグループによって異なる案内を送付いたしました。約2,400名に案内を送付した結果、約130名から受診希望の申出があり、その申出の際、これまで定期的に病院にかかっていたから特定健診を受けたことがなかったが、案内にかかりつけ医で受ける検査とは違う項目もあると書いてあるのを見て受けてみようと思ったというご意見もいただき、内容を変えたことによる一定の効果を感じております。

保健指導に関しましては、保健センターで実施している人間ドックを受診される方については、特定健診受診後、すぐ保健指導を受けることができるので指導に繋がっておりますが、町内の医療機関で特定健診を受診された方については、国保連合会を通して町にデータが届いてから丸亀市内の契約医療機関で保健指導を受けることができる案内を送付するため、タイムラグが発生し、指導へ繋がっていないものと考えられます。また、指導を受けていない理由として、保健指導は町内の医療機関で受診できず、丸亀市まで行くのが遠いという意見をいただいており、その改善のため、今年度は看護師資格を持った会計年度任用職員に研修を受けてもらい、丸亀市まで行かなくても町内で指導を受けることができるよう体制を整えました。今後、案内内容を見直す等をして保健指導の大切さを啓発し、利用に繋がるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(中野 一郎)

次、4つ目の提案ですけど、インセンティブのシステムの構築ということで、健診を受診するという健康づくりに関連した行動の動機づけを強化する方法の一つとして、インセンティブシステムの構築による効果っていうのが期待されています。インセンティブには金銭、報酬だけでなく周りの評価、表彰等ですけども、や自己実現欲求を満たすものも含まれています。健康には社会、経済、生活、あらゆる環境が関係しているため、他部署との連携を図り、可能であれば暮らしの中で健康を配慮できるよう、町の産業や地域組織も活用した持続性のある仕組みを構築してはどうかと考えます。これについての答弁をお願いします。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

中野議員のインセンティブシステムの構築についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県が主体となって行っておりますマイチャレかがわでは健診の受診や自分で設定した運動や食事に関する目標を達成することによりポイントが付与され、ポイントがたまれば県産品や図書カード等が当たるご褒美抽選に応募できる仕組みとなっております。また、一定の健康ポイント数を達成すると、マイチャレカードを取得することができ、県内のサービス協力店で提示すると割引されたり、プレゼントをもらったりすることができます。対象者は小学生以上の香川県民の方となっており、役場の窓口でお渡しする記録シートか県が提供しておりますスマホアプリで参加することが可能となっております。まだ参加者が少ないため、県からの広報に加えて本町においても周知してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(中野 一郎)

有難うございます。特定健診の受診率が向上することにより、ひいては住民が健康になり、健康寿命が延び、医療費の軽減等に繋がっていくように色んな施策を検討、実施していただいて、設定された目標に向けてチャレンジしていっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終わります。どうも答弁有難うございました。